

札幌市立真駒内曙中学校いじめ防止基本方針

2024年(令和6年)3月25日 策定

【はじめに】

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針改定案」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

【目的】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保証できるよう、基本的な方針を定め、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

1 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条:平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 基本的理解

本校の学校教育目標の一つに「心の豊かな礼儀正しい生徒の育成」がある。「豊かな情操」を生徒に育むためにも、「いじめは絶対に許されない行為」であることを組織として全教職員が強く認識しなければならない。組織的にいじめ問題に対処するために、

- ・ いじめはいつでもどこでも起こり得るものであること
- ・ いじめの判断に際してはいじめられた生徒の立場に立つこと
- ・ いじめられた生徒、及び、いじめた生徒のフォローをしっかりと行うこと
- ・ いじめは重大な人権侵害であること

以上を心に留め、全教職員及び生徒、保護者がいじめ問題の解決に向けた取組に対し、共通理解を図っていくことが必要である。その上で、「いじめ」や「いじめの疑い」に関わることについては、「いじめ対策組織への情報共有」、「積極的認知と対処」を行う。

2 本校のいじめ対策組織

「いじめ対策委員会」を常設し、平時から実行的な役割を果たし、「いじめ」や「いじめの疑い」については設置者と学校及び委員会を中心に連携して迅速に対応する。委員会の構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務代表、生徒指導部代表、学年代表、教育相談係、教護担当教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）を必須とし、必要に応じて（関係機関との連携の必要性が高い、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高い等の理由により）弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。対策会議を月1回（基本は運営委員会の後）開催する。また、会議録および個別の対応状況の記録（会議録とは別葉の個別経年記録）を作成し、保管を行う。

定例の委員会は行事予定に記載し、市教委報告「教育課程編成等に関する諸届用紙E表生徒指導年間」に位置付ける。

3 取組の重点

● **いじめの未然防止**

- ①互いを認め合い、心のきずなを感じることでできる学級経営・学年経営の充実を図る。
- ②特別活動において、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ③生徒会において、CSの取組として小学校とも連携し、いじめ防止の取り組みを行う。
- ④可能な限り、生徒及び保護者対象の情報モラル教室や研修会を実施する。
- ⑤いじめ問題を自分自身のこととして多面的多角的に考える道徳授業を行う。
- ⑥年度初めの生徒指導研修会において、学校いじめ防止基本方針について全職員で確認し、対応力、指導力の向上を図る。
- ⑦本方針は学校ホームページに記載し、保護者や地域の理解と協力を得るとともに、年度末にはいじめ対策委員会において実践を検証し、方針の改善を図る。
- ⑧入学時や進級時に生徒へ本方針を説明し、いじめ防止等の取組を推進する。

● **いじめの早期発見と対応**

- ①教室や廊下等での見守りなど、生徒の様子のある細かな変化を見逃さないように日頃から気を配り、必要な声かけを行う。
- ②注視すべき生徒については、教師個人で情報を抱え込むことなく、校務支援システムのメッセージで送られる生徒指導記録を活用するなど全教職員で共有する。
- ③生徒、保護者からの訴えを速やかに受け入れ、保護者には複数の教員で対応する。
- ④2学期に実施する市教委の「悩みやいじめに関するアンケート」のほかに、「教育相談アンケート」等を活用し、生徒情報の把握に努める。
- ⑤各学期に行う教育相談週間や1・2学期末懇談を活用し、生徒理解、情報収集に努める。
- ⑥いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策組織で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- ⑦教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ⑧市教委実施の「悩みやいじめに関するアンケート」の調査結果やアセスメントシート及び個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、小学校から確実に引き継ぎ、3年間保管し、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底

する。

- ⑨いじめの解消は事案対処後3か月を目処としていじめ対策委員会において行うことの共通理解を図る。
- ⑩いじめの対応報告は、被害生徒と加害生徒の両方の保護者に対し、确实に行う。
- ⑪学校評価項目にいじめ防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける。

● いじめの再発防止

- ①関係生徒への指導と見守りを継続する。
- ②指導の経過を振り返り、指導・支援体制に問題がなかったかを確認する。
- ③必要に応じて、被害生徒本人と保護者の了承を得て、再発防止のための学級・学年指導を行う。
- ④同様のいじめが発生しないように、集団の中で互いを認め合う人間関係づくりを進める。
- ⑤いじめが解消したかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも継続3か月止んでいることを目安とする。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

● いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたりはやしたてたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを理解する。
- ③発達障害を含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒、性同一性障害の生徒、東日本大震災等で被災または避難している生徒等に対しては、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ④インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ⑤情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

※別紙1・2を参照し、日常からいじめに気付けるようアンテナを高くする。

● 自殺対策基本法との関連

- ①学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする
- ②自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。
- ③こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置

かかれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

- ④学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努める

4 いじめ重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① **生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。**
- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 金品等に重大な被害を被った場合
- ② **生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。**
- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
 - ウ **早い段階(3~5日程度)で教育委員会に報告・相談をする**

(2) 重大事態発生の報告・調査の実施ならびに再発防止の徹底

- ① 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態が**発生した疑いがある場合**については、速やかに教育委員会に報告する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ② 教育委員会は、学校で緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。
- ③ 調査を行う際には対象生徒・保護者への目的について理解を得るとともに説明する。
(対象生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、工夫をして重大事態調査を実施すること)
- ④ 調査終了後もいじめ対策委員会において検証を行い、教育委員会に報告をする。

全ての事柄において最新版の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」、「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」も確認し、対応に当たること。

一部改訂 2024年10月18日改訂

一部改訂 2025年12月18日改訂

一部改訂 2026年 5月29日改訂

【いじめ防止対策のための年間計画】

取組の内容	
1学期	<p>年度初め 生徒指導研修会……学校いじめ防止基本方針の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート(生活に関する調査)の実施 ・教育相談特別週間 ・期末懇談 ・講演会～命の大切さに関するもの(2年に1回実施) ・小中連携による研修会や交流(実施は札幌市教育研究推進事業等)
2学期	<p>いじめ対策委員会(月1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」の取組 ・スマホ安全教室の実施 ・いじめアンケート(市教委作成)の実施 ・教育相談 ・期末懇談
3学期	<p>記録必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携による研修会や交流(実施は冬休み中) ・特別支援教育研修会 ・教育相談 ・小学校との生徒情報引き継ぎ <p>年度末のいじめ対策委員会……実践の検証、次年度に向けての改善</p>

教職員による生徒の日常観察・情報共有

特別活動・生徒会活動等による自己肯定感や自己有用感の醸成

道徳教育・人権教育の充実

● いじめへの対処

・いじめの情報や訴えがあった場合、下図に従いすみやかに組織的な対応を行う。

【組織的ないじめ対応の流れ】

